

原簿保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
有効期間	一種(令和10年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

殿

警 察 庁 丙 情 解 発 第 1 5 号
令 和 4 年 4 月 1 日
警 察 庁 サ イ バ ー 警 察 局 長

サイバーフォース設置要綱の改正について（通達）

サイバーフォースについては、「サイバーフォース設置要綱の一部改正について」（平成31年4月1日付け警察庁丙情解発第12号。以下「旧通達」という。）をもって示達した「サイバーフォース設置要綱」に基づき運用してきたところであるが、この度、警察庁における令和4年度組織改正に伴い、同要領を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

サイバーフォース設置要綱

第1 目的

この要綱は、設置、任務、活動その他のサイバーフォースの運営に必要な事項を定め、もってその適正な運営を図ることを目的とする。

第2 設置

警察庁サイバー警察局、管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び府県（方面）情報通信部（四国警察支局の県情報通信部を含む。以下同じ。）の情報技術解析課に、サイバーフォースを置く。

第3 長及び要員

1 長の指定

- (1) 警察庁サイバー警察局に設置するサイバーフォース（以下「サイバーフォースセンター」という。）の長は、サイバーテロ対策技術室長をもって充てる。
- (2) 管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部に設置するサイバーフォース（以下「管区等サイバーフォース」という。）の長は、当該部の情報技術解析課長をもって充てる。
- (3) 府県（方面）情報通信部に設置するサイバーフォース（以下「府県（方面）サイバーフォース」という。）の長は、当該部の情報技術解析課長をもって充てる。

2 要員の指名

- (1) サイバーフォースセンターの要員は、サイバーテロ対策技術室の職員のほか、警察庁サイバー警察局情報技術解析課長が指名する者をもって充てる。
- (2) 管区等サイバーフォースの要員は、通信現業管理官のほか、原則として支援分析系の職員の中から管区等サイバーフォースの長が指名する者をもって充てる。ただし、東京都警察情報通信部においては、課長補佐のほか、技術支援系の職員の中から当該部のサイバーフォースの長が指名する者をもって充てる。
- (3) 府県（方面）サイバーフォースの要員は、課長補佐のほか、原則として技術支援系の職員の中から府県（方面）サイバーフォースの長が指名する者をもって充てる。

第4 任務

サイバーフォースは、サイバー攻撃対策に関し、次に掲げる業務を遂行することを任務とする。

- 1 犯罪捜査及び実態解明に係る技術的支援に関すること。
- 2 被害の未然防止に係る技術的支援に関すること。
- 3 被害の拡大防止のための緊急対処に係る技術的支援に関すること。
- 4 技術情報の調査・収集・分析に関すること。

第5 運用

1 地方機関に対する指示又は指導及び調整

(1) サイバーフォースセンターは、管区等サイバーフォースに対する指示又は指導及び調整を行う。ただし、サイバーフォースセンターの長が緊急性、重要性等の観点から必要であると判断したときは、府県（方面）サイバーフォースに対し、直接指示等を行うことができる。

(2) 管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部及び北海道警察情報通信部のサイバーフォースは、それぞれ府県情報通信部、四国警察支局の県情報通信部及び方面情報通信部のサイバーフォースに対する指示又は指導及び調整を行う。

2 地方機関からの報告、連絡

(1) 府県情報通信部、四国警察支局の県情報通信部及び方面情報通信部のサイバーフォースは、それぞれ管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部及び北海道警察情報通信部のサイバーフォースに対して所要の報告、連絡を行うものとする。特に、府県（方面）サイバーフォースの長が緊急性、重要性等の観点から必要であると判断したときは、並行してサイバーフォースセンターに対して報告、連絡を行うものとする。

(2) 管区等サイバーフォースは、サイバーフォースセンターに対して所要の報告、連絡を行うものとする。

3 警備部門その他の関係部門との緊密な連携

サイバーフォースは、「総合的なサイバー攻撃対策の推進について（通達）」（令和4年4月1日付け警察庁丙サ企発第8号ほか）の趣旨を達成するため、警備部門その他の関係部門との緊密な連携に努めるものとする。

第6 細目

サイバーフォースの編成、運用その他業務の遂行に関し必要な事項は、警察庁サイバー警察局情報技術解析課長が定める。